

# 議 事 録

会 議 名	第48回 宇都宮市環境審議会 議事録
開 催 日 時	令和6年11月11日（月） 午前10時00分 ～ 午前11時00分
開 催 場 所	宇都宮市役所 本庁舎14階 14A会議室
出席委員	石川京樹委員, 手塚泉委員, 福田智恵委員, 成島隆裕委員, 横尾昇剛委員（会長）, 北浦さおり委員, 加藤彰委員, 高梨弘幸委員, 半田光隆委員, 篠崎務委員, 鈴木大介委員, 小林紀夫委員, 大森幹夫委員, 高橋好幸委員, 稲見正雄委員, 西口璃空委員
欠席委員	森嶋佳織委員, 稲葉全郎委員, 増渕弘子委員（副会長）, 小金澤頼子委員
事務局 出席者	環境部長, 環境部次長, 環境部副参事, 環境創造課長, 環境保全課長, カーボンニュートラル推進室長, 環境創造課長補佐, 環境保全課長補佐, 環境創造課職員3名, 環境保全課職員2名, カーボンニュートラル推進室職員2名
公開・非公開	公開
傍聴者・記者	傍聴者0名, 記者1名
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「太陽光発電施設の適正な設置・運営に向けた本市の対応」について</li> <li>・「本市の地域脱炭素化促進事業」について</li> <li>・「令和6年度における脱炭素化の取組状況等」について</li> </ul> </li> <li>3 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> </ul> </li> <li>4 閉会</li> </ol>

## 発言要旨

会長	それでは審議事項である「太陽光発電施設の適正な設置・運営に向けた本市の対応」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 資料に基づき説明 —
会長	「太陽光発電施設の適正な設置・運営に向けた本市の対応」について、委員の皆様から御意見をいただきたい。
委員	<p>過去、農地に隣接されたメガソーラーの維持管理の問題により、稲作に必要な用排水路に雑草や砂利等が流れ込み、水が引けない状況が発生したことがある。その際、農家の方々が当該設備の設置事業者に連絡を行い、対応を求めたが、県外事業者であったことから、対応まで時間を要し、稲作に影響したという事例があった。</p> <p>このようなことが起こらないように、有事の際に早急に対応できるような連絡体制の構築について条例に組み込んでいただきたいと考えている。</p>

会長	加えて、既に設置されている施設で有事が発生した際は、どのように対応されるのかお伺いしたい。
事務局	今回の条例により、維持管理計画書の作成および提出が必要となることから、連絡体制を含む維持管理については事業者として適切に行っていただくことになっている。 既存施設についてはF I T施設がほとんどであり、国が公開する情報に連絡先が記載されているため、それらを活用して対応できると考える。
委員	当該条例は指導処分ということで、罰則等は設けていないように見受けられるが、罰則等を定める規定はあるか。また、国の許可基準で罰則等を定める規定はあるのか。
事務局	当該条例で考えている規定は事業者名の公表というような社会的不利益を課すものである。同様の規定を設けている他自治体では効果が得られていると聞いている。 国の規定において、F I T施設については認定取消があり、今回の条例においても許可取消の規定がある。約9割の施設が許可対象となる見込みであり、効果として期待できると考える。
委員	許可取消をしても、撤去せずそのままの状態にされてしまうということも危惧されるため、市として然るべき処分を行う等、そのような点についても注視しながら条例を制定してほしい。
事務局	まずは事業者名の公表での対応とするが、状況に応じて対応していきたいと考える。
委員	出力10kW分の太陽光パネルは、面積ではどのくらいの大きさなのか。
事務局	100平米ほどである。
委員	出力10kWは小さい規模であると思うが、それも条例の対象になってくるといふことか。
事務局	対象となる。栃木県の指導指針では、出力50kW以上の施設を対象としており、宇都宮市としては、栃木県の指導指針では対象とならない小さい出力の施設に対しても適正な設置管理運営を求めていきたいと考えている。 また、電気事業法で出力10kW以上は事業用の施設と定められていることから、事業用施設となる出力10kW以上の施設は全て対象とする考えである。
委員	P11の保全区域の図に示されている白色の箇所(保全区域外)はどのような場所か。
事務局	市街化区域である。周辺にある白色箇所については、地区計画区域や工業団地である。
委員	白色箇所については大規模施設を作れないという考えがあって、届出制としており、その他の箇所については大規模施設が作れるため許可制としているという認識でよろしいか。
事務局	設置の実態として、斜線箇所(市街化調整区域)への設置が一番多い状態であり、苦情相談も最も多い。白色箇所は設置も少なく、苦情相談についてもこれまでない状態である。そのような現状を踏まえてエリアを設定したところである。

委員	保全区域の設定に関して、同様の考え方で行っている自治体はあるか。
事務局	市街化調整区域まで保全区域として設定している自治体は少ないが、本市としては適正な設置を広く求めるという考えのもと市街化調整区域まで保全区域としている。
委員	P 8の適正な廃棄やリサイクルのため、廃棄等に向けた費用の確保を求めることが努力義務となっているが、地球温暖化対策を考える上で製造から廃棄までのCO2排出の削減を考えることは当たり前である。加えて、自動車ではリサイクル率90%以上であり、実際、新車購入時にリサイクル券として費用を一定程度支払うことが決められている。なぜ努力義務となっているのか。
事務局	国でリサイクルについて課題認識を持っており、今年中にリサイクルを義務付ける法整備を検討しているところであるため、法に基づく対応ができると考えている。市としては費用確保まで義務付けるのは難しいと考えている。
会長	<p>昨今、太陽光設備に関する問題が表面化してきており、設置に対して疑念を抱く方々もいる中で、そのような印象を払拭する流れができるのではないかと考える。</p> <p>それでは報告事項である「本市の地域脱炭素化促進事業」および「令和6年度における脱炭素化の取組状況等」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	— 資料に基づき説明 —
会長	「本市の地域脱炭素化促進事業」および「令和6年度における脱炭素化の取組状況等」について、委員の皆様から御確認したい点はあるか。
委員	P 13に事業者のメリットとして、各種補助事業の優先採択や銀行からの融資優遇制度があると記載されているが、実際にあるのか。
事務局	メリットとして環境省で行っている補助事業における加点措置や優先採択があるが、銀行からの融資優遇制度は無い。
委員	銀行からの融資優遇制度が実際にないのであれば、誤解を生まないためにも記載しない方がよいのではないかと。
事務局	承知した。そのようにさせていただきます。
委員	<p>P 18にカーボンニュートラルの実現に向けては、より一層の推進が必要であるため、今後とも、市民・事業者・行政が一丸となって取り組んでいくと記載されているが、これは非常に重要であると考えており、特に市民に対して取組をPRすること等が重要であると思う。</p> <p>また、P 22の公用車の電気自動車の切替について、今年度は1台のみの切替ということで、さまざまな理由があるとは思いますが、少し寂しい気がする。国は2035年までに電動車100%としているため、プラグインハイブリット車を含めた電動車への切替について、これだけ進んでいると市民に対してアピールするべきだと考えるが、どのように考えているか。</p>

事務局	<p>本市でプラグインハイブリッド車については1台レンタルで所持しているところがあるが、本資料では電気自動車への切替ということで記載している。</p> <p>国の目標と合わせた形で電動化を進めてまいりたいということで、計画上は記載しているところである。</p>
委員	<p>電気自動車のみならず、プラグインハイブリッド車等を含めた電動車の増加について、市民へアピールできると良いと考える。</p>
事務局	<p>内容について工夫しながら、市民に対して取組等を周知していきたい。</p>
委員	<p>LRT沿線については脱炭素化が進んでいることが分かるが、その他のエリアについての脱炭素化が見えにくいと感じており、全体で押し上げていく意味でもさらなるPRが必要であると考えます。</p> <p>自宅内の温度差が原因でヒートショック等の健康被害が発生しているが、高齢者人口がますます増えてくる状況を鑑みて、カーボンニュートラルの実現だけでなく、健康リスクの低減にも寄与する高気密・高断熱住宅をさらに促進していくべきだと感じる。</p>
事務局	<p>先行地域だけでなく、市域全体に波及させていくことは重要だと考えており、PRについては効果的かつ効率的な周知方法でさらに行っていききたいと考える。</p> <p>そのような中で、高気密・高断熱住宅の促進も行っていきたい。</p>
会長	<p>引き続き、環境審議会等の場を活用しながら意見交換等を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて、さまざまな取組を推進していきたいと考える。</p>
会長	<p>以上で、議事を終了する。</p>